2.960とする。 βが2.960を超えるときは2.960とする。 ［0.2 ＋ 0.4 × ｛（C － A）／C － 0.3｝／0.1］が0.6を超えるときは0.6とし、0.2を下回るときは0.2とする。 ［略］				
［二　略］	［略］	［略］		
［三　略］	［略］	［略］	四　農家数急減補正	農業行政費
			五　従業者数急減補正	林野水産行政費
		林業及び水産業の従業者数		
算式 ｛（B － A）／A｝× 0.3 B － Aが負数となるときは、0とする。 ［略］	［略］	［略］		
算式 （α × 0.5）／A A　測定単位の数値 α　次の算式によつて算定した数 算式 （D／B － 1.219）× B × 2.87 ＋（E／C － 1.192）× C × 0.22 （D／B － 1.219）又は（E／C － 1.192）が負数となるときは、それぞれ0とする。 ［略］				

［2　略］

（「災害復旧費」に係る補正の方法）

第十七条　［略］

2.885とする。 βが2.885を超えるときは2.885とする。 ［0.4 ＋ 0.3 × ｛（C － A）／C － 0.3｝／0.1］が0.7を超えるときは0.7とし、0.4を下回るときは0.4とする。 ［同左］				
［二　同上］	［同上］	［同上］		
［三　同上］	［同上］	［同左］	四　農家数急減補正	農業行政費
			五　従業者数急減補正	林野水産行政費
		林業及び水産業の従業者数		
算式 ｛（B － A）／A｝× 0.5 B － Aが負数となるときは、0とする。 ［同左］	［同上］	［同左］		
算式 （α × 0.7）／A A　測定単位の数値 α　次の算式によつて算定した数 算式 （D／B － 1.219）× B × 2.77 ＋（E／C － 1.192）× C × 0.26 （D／B － 1.219）又は（E／C － 1.192）が負数となるときは、それぞれ0とする。 ［同左］				

［2　同上］

（「災害復旧費」に係る補正の方法）

第十七条　［同上］